





- ・第57条、政令第18条別表第9 名称等を表示すべき危険物及び有害物
- ・第57条の2、政令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき危険物及び有害物

政令番号	物質名称	表示(閾値)	通知(閾値)
191	酸化チタンIV	該当( $\geq 1\%$ )	該当( $\geq 0.1\%$ )

化学物質排出把握管理促進(PRTR)法      ; 非該当  
 毒物劇物取締法      ; 非該当

#### 16. その他の情報

※ホルムアルデヒド放散量区分(日本接着剤工業会);室内空気汚染対策のための自主管理規定  
 JAIA-010991 F☆☆☆☆  
 ※ここに記載された情報は、当社の最新の知見に基づくものですが、全ての化学品には未知の有害性が  
 有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

#### ※参考文献

- ・JIS Z7252(2014)「GHSに基づく化学物質の分類方法」
  - ・JIS Z7253(2012)「GHSに基づく化学品の有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
  - ・使用原料メーカー提供の安全データシート
- ※改正安衛法(2016.6.1施行)対応

以 上